



山形県公報

令和3年10月19日(火)

号外(34)

目次

選挙管理委員会関係

告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名…………… 1
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の住所及び氏名… 2
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……同
- 衆議院議員総選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを
行う場所及び日時……………同
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを
行う場所及び日時……………同
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同

選挙長告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区における選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区における選挙長の事務を行う場所……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区における選挙長の事務を行う場所……………同

選挙分会長告示

- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所…………… 5

審査分会長告示

- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所……………同

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第70号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

山形県第1区

選挙長 山形市城西町四丁目14番35号
 粕谷真生
 選挙長の職務を
 代理すべき者 天童市南町三丁目9番5号
 庄司雅人

山形県第2区

選挙長 東置賜郡川西町大字尾長島871番地1
 遠藤勝則
 選挙長の職務を
 代理すべき者 山形市南館西21番6号
 永沢康弘

山形県第3区

選挙長 酒田市あきほ町658番地の1
 齋藤緑
 選挙長の職務を
 代理すべき者 酒田市中央東町1番37号
 高橋博美

山形県選挙管理委員会告示第71号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
 委員長 粕谷真生

選挙分会長 山形市城西町四丁目14番35号
 粕谷真生
 選挙分会長の職務
 を代理すべき者 天童市南町三丁目9番5号
 庄司雅人

山形県選挙管理委員会告示第72号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
 委員長 粕谷真生

審査分会長 新庄市堀端町7番81号
 叶内武子
 審査分会長の職務
 を代理すべき者 山形市南館西21番6号
 永沢康弘

山形県選挙管理委員会告示第73号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のように定めた。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
 委員長 粕谷真生

市町村名	投票区名	繰上投票の期日
酒田市	第22投票区	令和3年10月29日

山形県選挙管理委員会告示第74号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

選挙区名	制限額
山形県第1区	23,668,900円
山形県第2区	23,816,300円
山形県第3区	23,420,900円

山形県選挙管理委員会告示第75号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和3年10月19日 午後5時10分

山形県選挙管理委員会告示第76号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送の申込みのあった候補者届出政党について、政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和3年10月19日 午後5時40分

山形県選挙管理委員会告示第77号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会
- 2 日時 令和3年10月19日 午後6時10分

山形県選挙管理委員会告示第78号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和3年10月19日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員会

2 日 時 令和3年10月20日 午後2時

選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区

選挙長 粕谷真生

	令和3年10月19日	令和3年10月20日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区

選挙長 遠藤勝則

	令和3年10月19日	令和3年10月20日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区

選挙長 齋藤 緑

	令和3年10月19日	令和3年10月20日以降
場 所	庄内総合支庁講堂	庄内総合支庁総務企画部総務課事務室
所 在 地	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙

山形県選挙分会長 粕 谷 真 生

場 所 山形県選挙管理委員会事務室

所在地 山形市松波二丁目8番1号

審査分会長告示

最高裁判所裁判官国民審査告示第1号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和3年10月19日

最高裁判所裁判官国民審査

山形県審査分会長 叶 内 武 子

場 所 山形県選挙管理委員会事務室

所在地 山形市松波二丁目8番1号

令和3年10月19日印刷
令和3年10月19日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県